

【ABC 消費者情報 Vol. 86】

◎貴金属等の訪問買取りにご注意を！

「不用品を買い取ると電話があり、訪問した業者に依頼した物品以外の貴金属を安価で買い取られた」というトラブルが全国で発生しています。本市においても、類似の相談が寄せられています。

■相談事例

- 「不用品を引き取る」と電話があり、業者に来訪してもらった。「他に不用品な貴金属はないか」と聞いてきたので、ネックレス、指輪などを見せると、査定額より高い金額で引き取ると言われ、断りにくくなり売ることにした。業者が帰った後、思い出の品であることに気づき、返してもらいたいが連絡先がわからない。

◆アドバイス

- 電話がきたとき、又はドアを開ける前に、業者名、訪問の目的などを確認しましょう。
- 買い取ってもらう気持ちがなければはっきり断りましょう。
- 業者の名刺や契約書類を必ずもらいましょう。
- 訪問買取もクーリング・オフの対象となります。契約してもすぐに物品を業者に引き渡さず、できれば8日以内は手元に置いておきましょう。
- クーリング・オフが適用されない物品もありますので注意が必要です。
- 不安に感じる事があれば、消費生活センターに相談しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■バックナンバーはこちら

(携帯版) http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

(スマホ・PC版)

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html

配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611